

S529 1977年9月協定

## 環 境 保 全 協 定 書

摂津市域の大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の現状及び将来の動向を考慮して住民の健康を保護し、良好な環境の保全を図るため、摂津市（以下「市」という。）と事業者のダイキン工業株式会社（以下「事業者」という。）は、事業者の事業場（以下「事業場」という。）を操業するに關し、相協力して公害関係法令等の定めに従つて、摂津市域の自然的・社会的条件に応じた総合的な公害防止対策を推進することを確認し、次のとおり協定する。

### （用語の定義）

第1条 この協定における用語の意義は、摂津市生活環境条例（昭和52年条例第9号）において使用する用語の例による。

### （事前協議）

第2条 事業者は、公害関係法令及び府公害防止条例に定める特定施設若しくは届出施設、その他公害の発生のおそれがある施設を設置し、又は変更をしようとするときは、事前に市と協議するものとする。

### （公害対策の実施）

第3条 事業者は、公害関係法令及び府公害防止条例並びに摂津市生活環境条例の規定を遵守し、周辺住民の健康及び生活環境を阻害しないように努めなければならない。

2 事業者は、周辺住民の健康及び生活環境に特に著しく影響を及ぼす場合、又は公害防止に必要な場合は、市と協議し、公害防止計画を定め覚書を交換するものとする。

老字加入  
老字消除

(大気汚染の防止)

第4条 事業者は、燃料のガス化、低いおう化、排ガス処理装置等によつて、いおう酸化物及び窒素酸化物の排出の削減に努めるものとする。

2 事業者は、ばいじんの防止について集じん装置等の整備強化に努めるものとする。

(水質汚濁の防止)

第5条 事業者は、事業場から排出する汚水について、規制基準を遵守し、農業用水に支障を及ぼさない水質とする。

2 事業者は、事業場から排出する汚水が規制基準以下であつても、当該基準を下回る目標を定め、技術的に可能な限り水質汚濁の防止に努めるものとする。

(騒音の防止)

第6条 事業者は、事業場から発生する騒音について、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を遵守し、騒音発生源対策等適切な防音措置を講じ、近隣の静穏を阻害しないよう努めるものとする。

(振動の防止)

第7条 事業者は、事業場から発生する振動について、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を遵守し、振動発生源対策等適切な防振措置を講じるよう努めるものとする。

(地盤沈下の防止)

第8条 事業者は、地下水の保全及び地域環境の変化を防止するため原則として地下水の汲み上げを行わないものとし、現に地下水の汲み上げを行つている場合は、工業用水等に切り換えるため、地下水汲み上げ抑制計画を策定し、その達成に努めるものとする。

(悪臭)  
第9条  
守し、  
しない  
のとな  
(産業)

第10条  
らの責  
のとな  
任にお  
(緊急)

第11条  
8条及  
おそれ  
の指示

(事故)  
第12条

内の応  
ればな  
2 市長  
が前項  
あると  
するこ  
(報告)  
第13条

(悪臭の防止)

排ガス処理装置等に  
の削減に努めるものと  
装置等の整備強化に努

第9条 事業者は、事業場から発生する悪臭について、規制基準を遵守し、防止のための必要な措置を講じ、敷地境界線上で悪臭を感知しないよう対策を行い、周辺住民に影響を及ぼさないよう努めるものとする。

(産業廃棄物の適正処理)

ついて、規制基準を遵  
る。  
基準以下であつても、  
を限り水質汚濁の防止

第10条 事業者は、事業場から生ずる産業廃棄物について、みずからの責任において適正に処理し、二次公害の防止に万全を期するものとする。また、他の業者に処理させる場合においても事業者の責任において措置するものとする。

(緊急時の対策)

ついて、時間の区分及  
発生源対策等適切な防  
努めるものとする。



第11条 事業者は、大気汚染防止法第23条、水質汚濁防止法第18条及び府公害防止条例第61条に定める緊急時の事態が発生するおそれが生じ、又は発生した場合においては、市及び関係行政機関の指示に従いすみやかに必要な措置をとらなければならない。

(事故発生時の措置)

ついて、時間の区分及  
発生源対策等適切な防

第12条 事業者は、不測の事故に備え、周辺住民への通報、事業場内の応急対策その他必要な措置をとりうるような態勢を確立しなければならない。

の変化を防止するため  
とし、現に地下水の汲  
り換えるため、地下水  
るものとする。

2 市長は、不測の事故により公害が発生した場合において、事業者が前項に定める措置を講じても、その事態を改善することが困難であると認めるときは、事業者に対し、操業停止等必要な措置を指示することができる。

(報告及び調査)

第13条 市は、この協定事項を適正に実施するために必要があると

きは、事業者に対し、事業場内の施設の状況、公害物質の測定結果その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、事業場内に立ち入り、施設その他の物件、関係書類等の調査をさせることができるものとし、事業者は、これに積極的に協力するものとする。

- 2 市は、前項の規定により報告された事項または同項の規定によつて行つた立入調査の結果を必要に応じ公表することができるものとする。

(環境整備)

第14条 事業者は、事業場内及び周囲の環境保全のため、積極的に敷地内の緑化を推進するとともに、常に清潔の保持に努めるものとする。

- 2 前項の緑化については、敷地面積の3パーセント以上を緑地として確保し、騒音遮断、空気清浄等の効果がある樹種又は市の木を選ぶとともに、市は、これに協力及び助言を行うものとする。

- 3 事業者は、自然の保護及び回復を図るため、市が協議を求めたときは、これに応ずるものとする。

(被害の補償及び違反時の措置)

第15条 事業者は、事業場の操業に起因して公害が発生し、住民の健康及び財産に被害を与えたときは、その被害の補償を誠意をもつて行うものとする。

- 2 事業者が、この協定に違反したときは、市は、期間を定めて施設の改善等必要な措置をとることを指示することができる。
- 3 前項の措置によつても、なお違反事実が継続していると、市が認めるときは、その違反に係る操業の停止を要請するものとし、事業

者は、  
(疑義  
第16条  
ついて  
事業者  
2 この  
新たに  
するも  
(従前  
第17条



記名押印

昭和

決定結果  
に立ち  
できる  
によつ  
ものと  
極的に  
ものと  
地にし  
木を選  
めたと  
住民の  
意をもつ  
め一施設  
市が認  
し、事業

者は、これを尊重するものとする。

(疑義の解釈等)

第16条 この協定及びこの協定に基づく市及び事業者の取り決めについて疑義が生じたとき、又は協定等に定めのない事項は、市及び事業者が協議のうえ決定するものとする。

2 この協定に定める事項について変更する必要があるとき、又は新たに定める必要があるときは、市及び事業者が協議のうえ協定するものとする。

(従前の協定書の失効)

第17条 この協定書の締結と同時に、昭和46年4月16日付締

結の公害防止に係る協定書は、その効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者において記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和52年9月20日

摂津市長 井 上 信 也



大阪府摂津市東山町屋敷700番地の一  
ダイキ工業株式会社  
淀川製塩所  
取締役所長 塩谷二郎



豊津市（以下「市」という。）と ダイキン工業株式会社（以下「事業者」という。）は、昭和52年9月20日締結した環境保全協定書第3条第2項の規定に基づき、同協定の実施に関して必要な細目的事項について協議のうえ、次のとおり合意した。

（大気汚染の防止）

第1条 排出口におけるばい煙量等は、次のとおりとする。

項 目	施 設 名	排出口における基準	備 考
硫黄酸化物	ボイラー	0.21 N m <sup>3</sup> / H	総排出口の汚濁負荷量は2.996kg/H以下とする。
	ボイラー	0.34 N m <sup>3</sup> / H	
	ボイラー	0.36 N m <sup>3</sup> / H	
	ボイラー	0.15 N m <sup>3</sup> / H	
	焼却炉	0.016 N m <sup>3</sup> / H	
	焼却炉	0.015 N m <sup>3</sup> / H	
	直火炉	0.018 N m <sup>3</sup> / H	
	直火炉	0.036 N m <sup>3</sup> / H	
	加熱炉 反応炉	0.011 N m <sup>3</sup> / H	
窒素酸化物	ボイラー	70 PPM	
	直火炉	150 PPM	
ばいじん	ボイラー	0.10 g / N m <sup>3</sup>	
	焼却炉	0.40 g / N m <sup>3</sup>	
	ボイラー 加熱炉 反応炉 直火炉 乾燥炉	0.20 g / N m <sup>3</sup>	

(水質汚濁の防止)

第2条 排出口における水質基準及び汚濁負荷量は、次のとおりとする。

項目		排出口における水質基準	総排水の汚濁負荷量
水素イオン濃度		5.8~8.6	/
生物化学的 酸素要求量	日間平均	21 mg/l	
	最大	26 mg/l	
化学的 酸素要求量	日間平均	27 mg/l	
	最大	32 mg/l	
浮遊物質	日間平均	30 mg/l	
	最大	40 mg/l	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		3 mg/l	
亜鉛含有量		3 mg/l	
溶解性鉄含有量		5 mg/l	
クロム含有量		1 mg/l	
フッ素含有量		15 mg/l	
カドミウム及びその化合物		0.1 mg/l	
シアン化合物		0.5 mg/l	
6価クロム化合物		0.5 mg/l	

(騒音の防止)

第3条 工場敷地境界線における騒音の許容値は、次のとおりとする。

時間の区分	許容値	
	南及び東区域	北及び西区域
午前8時～午後6時 (昼間)	65 ホン	70 ホン
午前6時～午前8時 (朝)	60 ホン	65 ホン
午後6時～午後9時 (夕)		
午後9時～翌日の午前6時 (夜間)	55 ホン	60 ホン

(騒音の防止)

第4条 工場敷地境界線における振動の許容値は、次のとおりとする。

時 間 の 区 分	許 容 値
午前6時～午後9時(昼間)	65 デシベル
午後9時～翌日の午前6時(夜間)	60 デシベル

(公害防止施設の点検)

第5条 事業者は、公害防止施設の効果を十分に発揮させるため、日常の保守点検を行い、公害防止に万全を期するものとする。

(測定及び報告)

第6条 事業者は、汚染物質等の測定を次のとおり行うものとし、その結果を定期的に市に報告するものとする。

測 定 項 目	測 定 回 数	測定箇所及び施設
硫 黄 酸 化 物	年 2 回 以 上	焼却炉
窒 素 酸 化 物		ボイラー 直火炉 加熱炉
ば い じ ん		反発炉 焼却炉
水 素 イ オ ン 濃 度	毎 日	排 出 口
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	年 4 回 以 上	
化 学 的 酸 素 要 求 量	週 1 回 以 上	
浮 遊 物 質 量		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		

次のとおりとする

出水の汚濁負荷量
155 kg/日
197 kg/日
222 kg/日

次のとおりとする。

値
北及び西区域
70 ホン
65 ホン
60 ホン



重鉛含有量	月1回以上	
溶解性鉄含有量	年2回以上	
クロム含有量	月1回以上	
フッ素含有量	週1回以上	
カドミウム及びその化合物	月1回以上	
シアン化合物		
6価クロム化合物		
騒音の大きさ	年2回以上	工場敷地境界線
振動の大きさ		

(その他)

第7条 国，又は府の定める環境基準及び規制基準の改正によつて，この覚書に定める事項について変更する必要があるとき，又は新たに定める必要があるときは，市及び事業者が協議のうえ，決定するものとする。

2 この覚書の締結を証するため，本書2通を作成し，当事者において記名押印のうえ，各自1通を保有する。

昭和52年12月7日

摂津市長 井上 信也



大阪府摂津市大字三ツ屋七〇〇番地の一  
**ダイエー株式会社**  
**洗剤製作所**  
 取締役 長谷川 二雄

